

2012年9月から2014年8月にかけて、パリ第1大学法学研究所で在外研究を行う機会を得た。彼の地の不法行為法学の第一人者として知られる受入研究者のパトリス・ジュルダン教授には、本当に良くしていただき、国内外のセミナー等に頻繁に招いていただいた。また、これらを契機としつつ多くのフランス人の同僚と交流を深め、十数回に渡り、各地の大学で種々のテーマにつき日仏比較の講演を行った。華やかな交流の反面として特定の題材に関する考察を深める時間が持てなかったことを恥じつつも、今後の研究活動の基礎となる覚書として、フランス不法行為法の展開・特徴・展望を概観するのが、本雑文の趣旨である。

1804年に成立したフランス民法典の不法行為規定自体は現在も命脈を保っているところ、その枠内での大胆な展開はもはやフランス法の「伝統」を形成しているといつてよい。とりわけ重要なのが無過失責任の増大である。日本民法709条の原型たるフランス民法典1382条を擁しつつも、19世紀末以降、労働事故の多発等を契機として、本来は宣言的意義しかない1384条1項を梃子に判例上「物の所為による責任の一般原理」が編み出される等の展開が実現され、定着した。損害填補を第一とすべしとの価値的思潮に支えられ、被害者保護に著しく厚いフランス不法行為法の特徴が確立する一方、各種保険・補償基金・社会保障制度といった集団的補償システムの発展が促され、個人責任の追及という不法行為法の古典的役割が衰退した。

もともと、制定200年を経て民法典改正の機運が高まる中、さらなる現代化が模索され、保守派と革新派の対立が生じている。さらなる現代化の背景には、一方で、ヨーロッパ統合の流れの中で高まった民事実体法の統一という外在的要請があり、他国法との融和が重要課題となりつつある。とりわけドイツ法の影響は顕著であり、革新派は、あらゆる法益を同様に扱うフランス民法典の姿勢を疑問視して「被侵害利益の階層化」を説くとともに、フランス法の伝統たる「物の所為による責任の一般原理」の特異性・不当性を指摘してその廃止を主張し、民法典の立場や判例の展開の擁護を図る保守派と対立する。他方で、様々な新規の事例が登場する中で、被害者保護というナイーブな価値判断をいったん外に置いてフランス法を現代適合的に改変すべきとの内在的要請も、現代化を後押しする。企業活動の発展等に伴い頻度を増す大衆損害事例への対処のあり方、私人のイニシアチブによる制裁実現手法としての懲罰的損害賠償の可否、科学的に不確実な段階でのリスクへの対処を要請する予防原則の民事責任法内部での受容可能性等の諸問題に関し、不法行為責任の拡充の伝統的な流れの中に包摂し積極的な推進を図る「保守」派と、不法行為責任の枠付けを重視しここでは消極的姿勢を見せる「革新」派の対立が生じている。

こうした展開過程を経てきたフランス法に、われわれはどう向き合うべきか。日本法の母法とも言われるフランス法は、そもそも魅力的なのか。不法行為に関する限り、ヨーロッパでのフランス法のプレゼンスは絶対ではなく、また日本法の文脈でも、わが国との構造的類似性が指摘されつつも、責任限定の契機の乏しさからフランス法の参照は成功してこなかった。このことはしかし他国法の優越を意味せず、とりわけドイツ法主義の問題性もつとに認識されているところ、ヨーロッパの法統一動向の目的も無理のない範囲での共通ルールの模索にあると見るのが妥当だろう。こうした理解を前提とすると、わが国の比較法のあり方としては、外国法の「参照」

という模倣姿勢を脱し、自律的法体系として日本法を捉えたうえで諸外国法との対照により対立軸を描き出すという、言葉の真の意味での「比較」に回帰する必要がある。このことは、短期間で急速な発展を遂げた日本法の独自性を認識するとともに、その美点を発信することにもつながろう。たとえば、フランス法主義とドイツ法主義の混交を統一的要件構成のもと実現してきたわが国の展開過程は、被侵害利益の階層化や純粹経済損失をめぐるフランスの議論に大きく貢献しうる（今後、当該テーマに関する講演原稿をもとに、フランスの雑誌媒体に寄稿する予定である）。

フランス法の「参照」が、現在において全く無意味であるわけでもない。フランス法の魅力は、長い伝統に支えられて連続的な法発展を実現してきた点にある。一方で、フランス法の展開は大胆でありつつ一定の節度を保っているところ、彼の地で自明視されている前提を言語化しつつ具体的示唆を得ることは、なお有益である。たとえば、「物の所為による責任の一般原理」に見られる発想は、「物の作用による責任」の一側面の具体化に役立つ。また、機会の喪失・予防原則・大衆損害等の横断的考察は、「リスク・不確実性・民事責任」の一般理論の導出を予感させる。他方で、フランス的理論思考、具体的には、可塑性を備えた「概念」を通じて法発展を推進する姿勢や、二分法という作法にも拠りつつ物事の論理構造・対立構造の明晰な描写に重きを置く「体系」思考（「分かりにくさ」を誇る感のある日本の学風とは対照的）は、不法行為法学を超えた重要性を有する。

フランスでの経験を踏まえ、日仏の不法行為法学・民法学に寄与していくことが、今後の課題であり使命である。外国人であるにも関わらず一研究者として最大限の尊重と配慮をいただいたフランスの同僚、とりわけジュルダン先生には、この場を借りて厚く感謝申し上げたい。また、在外研究の全期間に渡り、日本学術振興会から、海外特別研究員としてこの上ない金銭的援助をいただいたことも付言しなければならない。最後に、何より、ファカルティを取り巻く状況が厳しい中で在外研究を許可していただいた東北大学法学部の良き同僚に、改めて御礼申し上げます。